

2. 宮城県臨床心理士会役員選挙規程

制 定：2005年11月19日

改 正：2010年3月13日

直近改正：2017年6月17日

(目的)

第1条 宮城県臨床心理士会規約第10条で規定された本会役員(以下「役員」という。)である理事と監事の選挙を実施するために、この規程を定める。

(選挙管理委員会)

第2条 役員選挙にかかわる業務及び管理は、選挙管理委員会(以下「委員会」という。)がこれを行う。

2 委員会は、役員会の議を経て、会長より委嘱された若干名の会員から構成される。なお、委員会は、当該選挙の事由が発生する3カ月前の日までに組織される。

3 委員長は委員の互選によって決定する。

(選挙台帳)

第3条 委員会は、当該選挙の事由が発生する3カ月前の日時点の会員名簿により、選挙台帳を作成する。

(選挙権)

第4条 選挙権は、選挙台帳に記載された者に与えられる。

(被選挙権)

第5条 被選挙権は、選挙台帳に記載された者に与えられる。但し、選挙実施日(期間)現在、連続2期役員を務めた者もしくは一般社団法人日本臨床心理士会代議員は被選挙権を有しない。

2 2期以上会長を務めた会員は、被選挙権を放棄することができる。

(選挙の実施)

第6条 委員会は、役員選挙に関し、次の業務を行う。

(1) 選挙の実施要項の作成と告示

委員会が成立した日から1カ月以内に、選挙の実施日程と手続きに関する要項を作成し、これを全会員へ告示する。

(2) 選挙台帳の公示

委員会が本規程第3条により作成した選挙台帳は、選挙の告示と同時に公示される。

(3) 選挙の実施と結果の公表

本規程第7条により選挙を実施する。当選者の確定は本規程第8条によりこれを行う。開票に際し会員の任意な立ち会いを認める。委員会は開票業務の終了後、結果をすみやかに、役員会を通じて公表しなければならない。

(投票方法)

第7条 投票は所定の投票用紙を用いる郵便投票とし、指定日までの消印のあるものをもって有効とする。その他無効となる投票内容は委員会の定めるところとする。

(当選者の確定)

第8条 当選者の確定は得票順による。但し、同点者が生じた場合は抽選によって決定する。

(会長等の選出)

第9条 規約第10条に規定された役員のうち会長及び副会長は、役員選挙で選出された理事の互選で選出される。

2 事務局長は、役員選挙で選出された理事もしくは会員の中から、会長が指名することができる。

3 会長は、選出された理事以外に会員の中から若干名理事を指名することができる。

(本規程の改廃)

第 10 条 本規程は、総会の議を経て、改廃することができる。

附 則 本規程は、2005 年 11 月 19 日より施行する。

(2010 年 3 月 13 日付けで改正)

(2017 年 6 月 17 日付けで改正)